

組 織 規 程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本森林技術協会（以下「本協会」という。）定款第30条第3項の規定に基づき、事務局の組織及び職制に関する事項を定めることにより、本協会の事務及び事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

第2章 組 織

(事務局)

第2条 本協会に事務局を置く。

(事務局の構成)

第3条 事務局に管理・普及部及び事業部並びに公益通報相談室、独占禁止法遵守委員会、個人情報保護対策委員会、指定調査室、航測検査室、森林認証室、品質管理室、情報システム管理室を置く。

2 前項の管理・普及部に独占禁止法遵守委員会事務局、林業技士事務局、森林情報士事務局を置く。

3 第1項の事業部にCW法登録業務室を置く。

4 事務局に地方事務所を、地方事務所に指定調査室分室を置くことができる。

(事務局の事務分掌等)

第4条 前条第1項の管理・普及部、事業部、指定調査室、航測検査室、森林認証室、品質管理室、情報システム管理室、前条第2項の独占禁止法遵守委員会事務局、林業技士事務局、森林情報士事務局及び前条第3項のCW法登録業務室並びに前条第4項の地方事務所に係る事務分掌は、理事長が別に定める。

2 前条第1項の公益通報相談室及び独占禁止法遵守委員会に係る規定はコンプライアンス規程として、同項の個人情報保護対策委員会に係る規定は個人情報保護規程として、それぞれ理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

3 前条第4項の地方事務所の名称、所在地、担当する地域等及び指定調査室分室の担当する地域等については理事長が別に定める。

第3章 職 制

(理事長及び業務執行理事)

第5条 理事長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、業務執行理事及び職員を指揮監督し、本協会の業務の執行を統括する。

3 専務理事を除く業務執行理事は、本協会の業務を分担執行する。

4 前項の分担執行に係る各部、各室、各事務局及び各地方事務所の担当理事は、理事長が別に定める。

(顧問)

第6条 顧問を2名以内置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 本協会の運営に参画し、理事長等の役員に対して、参考意見を述べること

(2) 理事長の相談に応じること

(技術指導役)

第7条 理事長が必要があると認めるときは、事務局に技術指導役を置くことができる。

2 技術指導役は、理事長の特命事項を処理する。

(部長等)

第8条 第3条第1項の管理・普及部及び事業部に部長を、指定調査室、航測検査室、森林認証室、品質管理室、情報システム管理室、CW法登録業務室に室長を置く。

2 第3条第2項の独占禁止法遵守委員会事務局、林業技士事務局、森林情報士事務局に事務局長を置く。

3 第3条第3項の地方事務所に所長を置く。

4 第1項の部長及び室長並びに第3項の所長は、上司の命を受けて、それぞれの部、室、事務所に属する事務を掌理する。

5 第2項の事務局長は、所属する部長を補佐して、部長の命を受け指示された事務を執行する。

(グループ長等)

第9条 部及び室並びに地方事務所には、必要に応じ、グループ長、リーダー、次長、副所長及びその他の職員を置くことができる。

2 前項の職員は、上司の命を受けて、その所属の事務に従事する。

(嘱託)

第10条 理事長が必要があると認めるときは、常勤又は非常勤の嘱託職員を置くことができる。嘱託職員は、理事長の命じた業務を行う。

第4章 その他

(委任)

第11条 この規程の運用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附 則

平成23年8月1日 施 行

平成25年5月30日 一部改正

平成26年4月1日 一部改正

平成29年11月15日 一部改正

平成29年11月15日 平成29年度第2回理事会 決 定

『参考』

一般社団法人 日本森林技術協会 組織図

